様式2-2　業態調書　　資本人的関係の確認

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係または人的関係のある複数の者の同一入札への参加は、認めないこととします。

業態調書（様式２－２）においては、主に次の事項を記入します。

○申請者の親会社等に関する事項（商号名称、本店住所等）

○申請者の子会社等に関する事項（建設業許可番号、商号名称）

○申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）

○申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号名称、本店住所等）

※申請書類に虚偽の記載をした場合、または重要な事実の記載をしなかった場合には、取引先登録申請を受けつけず、また、登録後発覚した場合には取引先登録を取り消すことがあります。

【同一入札への参加が制限される場合】

【基準】
①親会社等と子会社等の二者
②親会社等を同じくする子会社等同士
③役員の兼任
④その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）
（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員
※親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。
※子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

イメージ図

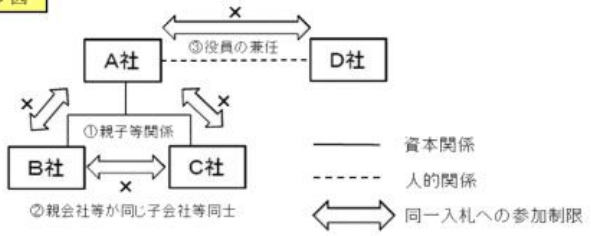

【詳細イメージ図】

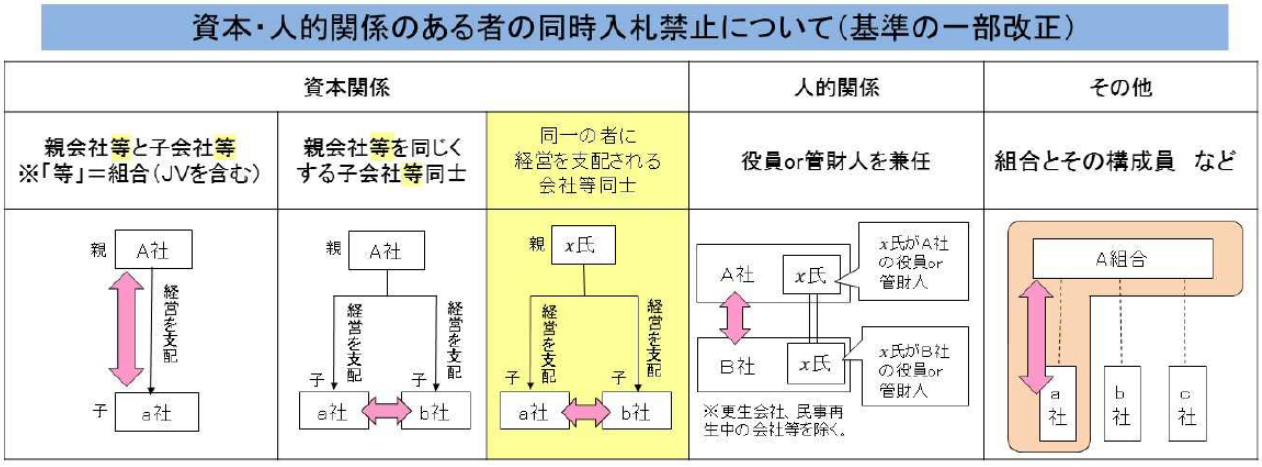

「経営を支配」とは

① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有※1
② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当
　イ　自己所有等議決権数の割合※2が50%超
　ロ　取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3
　ハ　重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
　ニ　負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）※4の割合が50%超
　ホ　その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
③ 自己所有等議決権割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※1　更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
※2　自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
※3　自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
※4　自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。
（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の2）

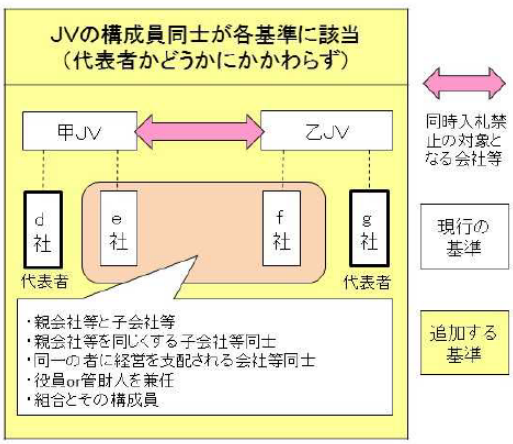

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

① 子会社等と親会社等の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15 号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２） 会社法第402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３） 会社法第575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４） 組合の理事

５） その他業務を執行する者であって、１)から４)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除きます。

○その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例）組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

【業態調書　様式２－２に記入する事項の定義等】

○親会社等、子会社等の定義

会社法第２条第３号の２に規定する子会社等及び第４号の２に規定する親会社等を言います。

様式2-2に記入する親会社等・子会社等は、ＮＨＫの取引先登録業者であるかどうかは問いません。

第２条第３号の２

イ　子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第２条第４号の２

イ　　親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ　　株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

○ケースⅠ　親会社等と子会社等の関係

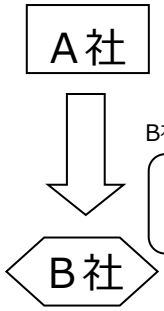

Ａ社は、Ｂ社の「親会社等」
（以下、全てのケースで組合（JVを含む）および個人を含む。）

Ｂ社は、Ａ社の「子会社等」
（以下、全てのケースで組合（JVを含む）を含む。）

（業態調書に記入する対象会社）

ケースⅠにおける業態調書への記入について、

Ａ社が申請する場合、業態調書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはＢ社を記入します。

Ｂ社が申請する場合、業態調書の親会社の欄にはＡ社を記入し、子会社欄には何も記入しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

※以下、ケースⅡ~ケースⅤの表も同様の意味です。

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
Ａ社	－	Ｂ社
Ｂ社	Ａ社	－
A組合		Ｂ社

※親会社等は建設業者に限らず持株会社等（個人株主も含む）も記載の対象となります。

※民事再生手続き中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。

○ケースⅡ　親会社等と子会社等の関係

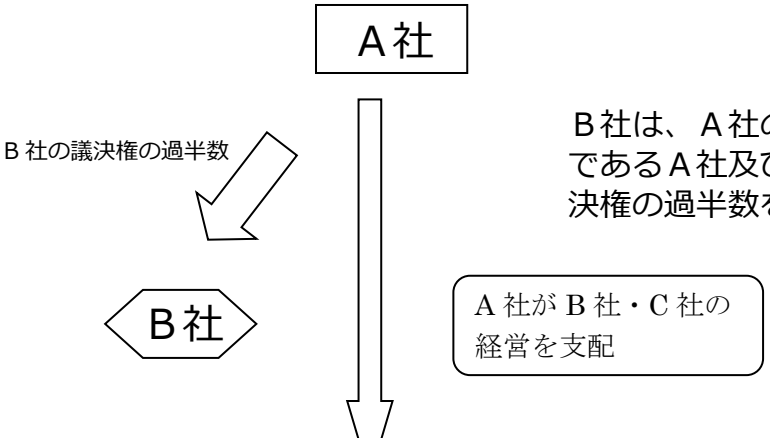

Ｂ社は、Ａ社の「子会社等」であり、親会社等であるＡ社及び子会社であるＢ社が、Ｃ社の議決権の過半数を有する。

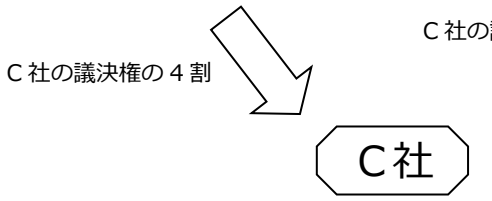

（業態調書に記入する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	–	B社、C社
B社	A社	–
C社	A社	–

○ケースⅢ　親会社等と子会社等の関係

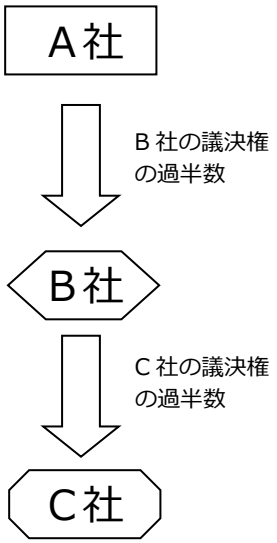

B社は、A社の「子会社等」であり、子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

A 社が B 社・C 社の
経営を支配

（業態調書に記入する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	–	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	–

○ケースⅣ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係

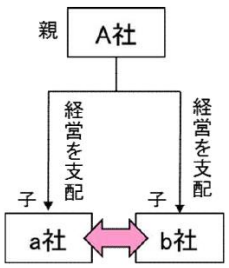

a 社 b 社は、親会社を同じくする
子会社等同士

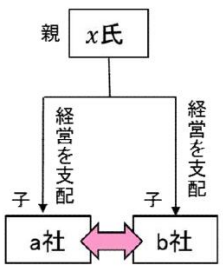

a 社 b 社は、同一の者に経営を支配される
子会社等同士

（業態調書に記入する対象会社）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
ａ社	Ａ社またはｘ氏	－
ｂ社	Ａ社またはｘ氏	－
Ａ社	－	ａ社・ｂ社
ｘ氏	－	ａ社・ｂ社

○ケースⅤ　その他（組合とその構成員等）

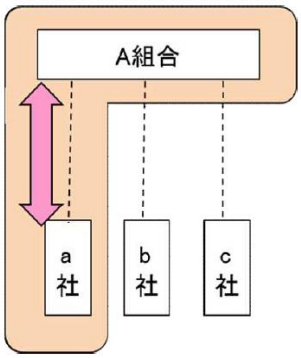

組合の構成員（ａ社・ｂ社・ｃ社）は、資本人的関係の有無に関わらず、組合（Ａ組合）を「親会社等・所属する組合」欄に必ず記入すること。

（業態調書に記入する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
ａ社・ｂ社・ｃ社※	Ａ組合	－

※ＪＶについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準（ケースⅠ~ケースⅣ）に該当する場合は、同一入札に参加することはできません。

【役員の兼任関係】

○役員の定義

①株式会社の取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、執行役）

イ 会社法第２条第11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第２条第12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第２条第15 号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 持株会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう・）の業務を執行する社員

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

⑥ 会社更生法第67 条第1 項又は民事再生法第64 条第2 項の規定により選任された管財人

⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

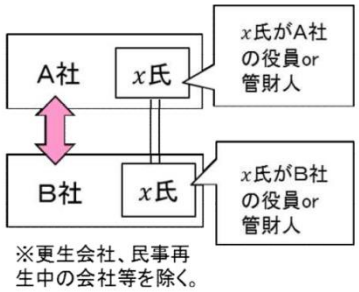

x氏が役員を兼任、x氏が役員と管財人を兼任及び
x氏が管財人を兼任のそれぞれの場合

（業態調書に記入する対象会社等）

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
A社	x氏	B社
B社	x氏	A社

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。
ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。